

新型コロナウイルス感染症にかかる支援体制の維持・拡充 を求める緊急要望

2020年3月3日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に広まっています。北海道では非常事態宣言の発令にまで至り、政府は文部科学省や厚生労働省等との協議・調整もなしに小中学校・高校、特別支援学校（以下 小中学校等）の臨時休業を要請しました。こうした権限の濫用により関連機関では混乱が広がっています。

2月25日に示された政府の「基本方針」では、PCR検査体制の拡充に言及することなく、その対象が「入院を要する肺炎患者」に限定されました。感染症拡大防止の初期対応として検査体制の不十分さは重大な欠陥であり、障害者・家族の中で生活介護事業所や就労支援事業所、放課後等デイサービス（以下 放デイ）等を利用することへの不安が広がっています。報酬の日割り単価方式の下、通所を控える障害児が増えれば、社会福祉事業所の倒産リスクが高まります。そして、仮に倒産した場合、拡大終息後に障害者等の行き場がなくなります。

さらに、放デイは特別支援学校等の臨時休校に伴い、障害児の受け入れを求められていますが、そもそも低い報酬単価・成功報酬方式の強化等により、質の高い支援に取り組む事業所ほど経営状況が悪化しています。また、今回、臨時休業とされた小・中学校等の教員と比べ、放デイの職員の給与は明らかに低く、職員不足が常態化するだけでなく、子どもたちを支えるスペースも限られています。問題が山積している中での受け入れ要請によって、さらに問題が深刻化することは明らかです。こうした課題の緩和のために、学校の教員を学童保育等に動員したり、空き教室を活用するという動きもありますが、これは本末転倒です。

緊急時にのみ社会福祉事業に過重な負担や責任を押し付けるべきではありません。財政難を名目とした給付抑制を進めるのではなく、緊急時も想定して、普段から介護・福祉職員と事業経営者が責任と誇りを持って支援に取り組めるように基盤整備を進めることが必要です。

新型感染症の拡大終息と適切な支援体制の拡充に向けて、下記の要望の早期実現を求めます。

***** 記 *****

1. 小中学校・高校における新型感染症者数だけでなく、社会福祉事業所における感染者数およびその影響に係る実態調査を実施し、早急に調査結果を公表して下さい。
2. 新型コロナ感染症の影響で、社会福祉法人・NPO法人等の社会福祉事業所が倒産しないように、現行以上の財政的特別措置を講じてください。
3. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」（2月28日）において、放課後等デイサービスには“感染をおそれ、欠席した障害児に居宅等で健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合、通常と同等のサービスを提供しているものとして報酬を算定できる”という特別的措置が設けられました。少なくとも介護保険、および障害福祉の通所事業すべてに同様の措置を適用するとともに、その基準は国が示してください。
4. 緊急時への対応を含め、普段から介護・福祉職員・社会福祉事業経営者が責任と尊厳をもって働けるように、報酬の日割り単価の見直し、基本報酬の大幅な増額等を行い、職場環境の向上を図るとともに、介護・福祉職員の処遇を抜本的に改善して下さい。

以上